

公益社団法人 日本食品科学工学会 総務委員会規程

公益社団法人日本食品科学工学会細則第 11 条及び第 14 条の規定に基づき、総務委員会規程を次のとおり定める。

(委員会の構成)

第 1 条 本委員会は、会長から委嘱された 7 名以上 15 名以内の委員をもって構成する。

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 3 条 本委員会の委員長は、任期を終える委員会において次期委員長候補者を推薦し、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 4 条 委員の互選により、副委員長 1 名を選任する。

第 5 条 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の任務)

第 6 条 委員長は、会議を招集し、主宰する。

第 7 条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(委員会の所掌事項)

第 8 条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 会員の入退会に関する事項
- (2) 本会の予算及び決算に関する事項
- (3) 本会の財産目録及び剰余金処理に関する事項
- (4) 事務局職員及び非常勤職員に関する事項
- (5) 規則の改廃に関する事項
- (6) その他、理事会から付託された事項

(委員会の開催)

第 9 条 委員会は、原則として年 2 回開催する。

その他、必要があるときは、委員長が招集することができる。

第 10 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、多数決によって議決する。

(幹事)

第 11 条 委員長は、委員の中から幹事若干名を指名する。

- 2 幹事は、委員長の指示に基づき、本会事務局と連携して、議案の作成及び整理等を行う。

(附 則)

第 12 条 この規程に定められていない本委員会の運営に係わる事項は、その都度、委員会で決定する。

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第 14 条 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。